

公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業補助金

補助金交付の目的		新型コロナウイルス感染症の影響により乗降客数が減少している状況及び原油の価格の高騰に起因して燃料の価格が上昇している令和5年4月から同年6月までの状況に鑑み、公共交通事業者による公共交通の運行の継続を支援し、地域における市民活動及び経済活動の維持を図る。
補助対象者		次のいずれかに該当する者 (1) 市内に営業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者 (2) 市内に営業所を有する道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業」という。）を営業者
補助対象事業		令和5年4月1日から同年9月30日までの間（以下この表において「補助対象期間」という。）における一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業
補助金額		次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者 令和5年4月1日に市内に有する営業所に配置する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「補助対象バス」という。）の台数に38,400円を乗じて得た額。ただし、補助対象期間に補助対象バスの台数が減少した場合（補助対象バスの入替えに伴い一時的に減少した場合を除く。）は、当該額から、減少した日の属する月から補助対象期間の末日の属する月までの月の数に6,400円を乗じて得た額を控除した額とする。 (2) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者 市内に有する営業所に配置する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「補助対象タクシー等」という。）の台数に26,400円を乗じて得た額。ただし、補助対象期間に補助対象タクシー等の台数が減少した場合（補助対象タクシー等の入替えに伴い一時的に減少した場合を除く。）は、当該額から、減少した日の属する月から補助対象期間の末日の属する月までの月の数に4,400円を乗じて得た額を控除した額とする。
交付申請書	様式	第1号様式
	提出期限	令和5年7月31日
	添付書類	1 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可書 2 市内に営業所があることが分かる書類 3 令和5年4月1日現在において市内の営業所に配置する補助対象バス又は補助対象タクシー等の台数が分かる書類

補助金等交付決定 通知書様式		第3号様式
交付の時期		実績報告書の提出後30日以内
実績 報告 書	様式	第5号様式
	提出期限	令和5年10月31日
	添付書類	1 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可書 2 令和5年9月30日において市内の営業所に配置する補助対象バス又は補助対象タクシー等の台数が分かる書類 3 その他市長が必要と認める書類

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市長

住所又は所在地

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話 ()

年度 補助金を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の目的及び内容

目的

内容

2 補助事業の着手及び完了の予定期日

年 月 日から 年 月 日まで

3 交付申請額 円

4 交付申請額の算出方法

5 補助事業費の経費の配分及び経費の使用方法

補助金交付決定通知書

茅都政第 号
年 月 日

住所又は所在地
氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

様

茅ヶ崎市長



年 月 日付けで申請のありました 事業の補助金については、次の
とおり交付することに決定しましたので通知します。

1 補助金額 円

2 補助の条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとします。
 - (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければなりません。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
 - (5) 規則及び茅ヶ崎市都市部都市政策課所管に係る補助金交付要綱の定めに従ってください。
 - (6) この補助金を他の用途に使用し、又は補助条件若しくは市長の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- 3 この補助金の交付の決定の内容又は交付の条件に不服があるときは、この通知を受理した日から10日を経過する日までの間申請を取り下げることができます。
- 4 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間整備保存しなければなりません。
- 5 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければなりません。
- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
 - (2) 代表者を変更したとき。

実 績 報 告 書

年 月 日

（宛先）茅ヶ崎市長

住所又は所在地

報告者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号 （ ）

年 月 日付け 茅都政第 号で交付決定を受けました
補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

- 1 事業実績の報告
（別添事業実施報告書のとおり）
- 2 収支実績
（別添収支決算書のとおり）

